

令和4年度

伊丹市地域包括支援センター運営指針（案）

伊丹市 介護保険課

I 策定の目的

II 地域包括支援センター等の意義・目的

III 運営上の基本的考え方や理念

1 公益性の視点

2 地域性の視点

3 協働性の視点

IV 業務推進の指針

1 共通事項

- (1) 事業計画の策定
- (2) 設置場所
- (3) 職員の姿勢
- (4) 地域との連携
- (5) 個人情報の保護
- (6) 広報活動
- (7) 苦情対応
- (8) プライバシーの確保

2-1 総合相談業務

- (1) 実態把握
- (2) 総合相談業務
- (3) ネットワーク構築業務

2-2 権利擁護業務

- (1) 基本姿勢
- (2) 成年後見制度の活用
- (3) 高齢者虐待への対応
- (4) 困難事例への対応
- (5) 虐待防止ネットワークの強化
- (6) 消費者被害の防止

2-3 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- (1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築
- (2) 介護支援専門員に対する支援
- (3) 在宅医療・介護の連携や認知症への理解の推進

3 介護予防の推進

- (1) 一般介護予防事業

4 指定介護予防支援事業及び第一号介護予防支援事業

V 令和4年度の重点事項

I 策定の目的

この「伊丹市地域包括支援センター運営指針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。

II 地域包括支援センター等の意義・目的

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置しています。

地域包括支援センターの設置責任主体は市であることから、市は、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する必要があります。

具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取組み方針について、市と地域包括支援センターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努める必要があります。

市が設置する地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、適切、公正かつ中立な地域包括支援センターの運営を確保します。

また、基幹型地域包括支援センターについては、地域型地域包括支援センターの後方支援や各センター間の総合調整、地域ケア会議の開催等の業務を担うものとして位置付け、市と連携し、市全体の地域包括支援センター業務の効果的、効率的な運営体制の構築を目指します。

III 運営上の基本的考え方や理念

1 公益性の視点

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

2 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

地域包括支援センター運営協議会、地域福祉ネット会議、その他地域で行われている会合等を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

3 協働性の視点

地域包括支援センターの保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が、「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解したうえで、連携・協働し、業務全体を「チーム」として支えます。

地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

IV 業務推進の指針

1 共通事項

「伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」が基本理念とする「住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまち伊丹の実現」を目指して業務を推進します。

(1) 事業計画の策定

地域包括支援センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めます。

事業計画は、地域包括支援センターの基本姿勢を表すものとして毎年策定します。

(2) 設置場所

地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所であり、運営における基本的視点（公益性、地域性、協働性）を考慮して事務所を設置します。

地域包括支援センターでは、高齢者等の様々な情報を得ることになるため、その情報管理には万全を期することが求められます。地域包括支援センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように、地域包括支援センターに併設する事業所の職員等から閲覧できないよう情報管理を徹底します。

(3) 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために業務を遂行します。

また、高齢者の状況や変化に応じ、効果的で質の高い支援が提供できるよう、支援の振り返りと情報共有等により職員相互のスキルアップを図ります。

(4) 地域との連携

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの実現に向けて地域の最前線に立つ中核的な機関として、介護保険事業者、医療機関、民生委員、日常生活支援に携わるボランティア、その他地域における関係者と連携し、地域独自の社会資源、ネットワークを活用して高齢者を支援します。

地域包括ケアの実現には、地域の社会資源の把握とネットワークの構築が重要です。また、地域で行われている活動を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

(5) 個人情報の保護

地域包括支援センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意します。

(6) 広報活動

地域包括支援センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットやチラシ等を作成し、様々な場所や機関への配布を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。

(7) 苦情対応

地域包括支援センターの業務全般を効果的に推進するため、地域包括支援センターを開設

する社会福祉法人は苦情相談窓口を設けています。また、基幹型地域包括支援センターでは、地域包括支援センターの後方支援や各センター間の総合調整の一環として、住民からの苦情、意見等を受け付けます。

(8) プライバシーの確保

利用者のプライバシーを確保するために、相談の際には相談室で応じる等の配慮を行います。

2-1 総合相談業務

(1) 実態把握

窓口や電話での相談以外に、地域住民からの連絡、住民の集いの場の様子、高齢者実態調査等により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。

(2) 総合相談業務

地域において安心できる拠点として役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的かつ迅速に相談できる体制をつくります。また、支援を必要とする高齢者を見だし、保健・医療・福祉サービスをはじめとし、地域住民の通いの場の情報提供も含めた適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行います。

(3) ネットワーク構築業務

地域の社会資源やニーズを把握し、相談対応時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的・効率的に行います。また、地域の様々な関係者のネットワークを通じて、支援が必要と思われる高齢者に対して、地域包括支援センターの3職種によるチーム支援を行います。

また、虐待の早期発見や、発生した虐待への介入、再び起こさないための見守り活動等を行う上で、地域における様々な関係者とのネットワークの構築を図ります。

2-2 権利擁護業務

(1) 基本姿勢

複数の問題を抱えたまま生活する高齢者が、自らの権利を理解し、行使できるよう、必要時には福祉権利擁護センター等の専門機関との連携に基づいた支援をします。

(2) 成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図ります。

(3) 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら適切に対応を行います。

また、判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の老人福祉施設への措置が必要な場合についても、市と連携を図りながら支援します。

(4) 困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ地域包括支援センターの各専門職が連携して対応策を検討します。また、地域包括支援センター内での対応が困難な場合は、基幹型地域包括支援センターに報告・相談し支援を受けながら対応します。

(5) 虐待防止ネットワークの強化

高齢者虐待の把握・対応には、関係機関との連携が不可欠であることから、基幹型地域包括支援センターを中核として、警察、地域住民、介護事業所等関係機関が定期的に集まり、虐待に関する課題を検討し、解決へ向けた検討を進めることで、高齢者虐待防止ネットワークの強化を図ります。

(6) 消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

2-3 包括的・継続的ケアマネジメント業務

(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

(2) 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。また、地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関と連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施します。また、地域の介護支援専門員等が日常的に円滑な業務が実施できるよう、介護支援専門員のネットワークを活用します。

(3) 在宅医療・介護の連携や認知症への理解の推進

重度の介護が必要な状態や認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で暮らし続けることができる社会の実現のため、医療と介護の連携、認知症や終末期医療、看取りに関する知識の啓発と理解の促進、支援ネットワークの推進等により、高齢者や家族を地域で支えるまちづくりを進めます。

3 介護予防の推進

(1) 一般介護予防事業

高齢者がフレイルや要支援・要介護状態になることをできる限り予防しながら、自立した自分らしい生活を送り年齢を重ねても、いきいきと生きがいをもって暮らすことができるように、健康づくりや介護予防に関する情報を提供します。また、必要に応じて個々の高齢者に対する効果的な支援をアセスメントし、高齢者のできることを共に発見しながら必要な資源の利用をマネジメントします。

高齢者の自立意欲を高め、フレイル予防や介護予防の効果を十分に引き出すには、高齢者自身の主体的な取り組みが不可欠であることから、いきいき百歳体操をはじめとする高齢者の自主グループの活動を支援します。

4 指定介護予防支援事業及び第一号介護予防支援事業

介護予防サービス等を適切に利用できるよう、介護予防サービス支援計画を作成します。指定居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託する場合は、公平性・中立性を考慮した上で、事業所を選定し、必要に応じて助言、指導を行います。また、包括的支援事業の業務に支障をきたさないよう、地域包括支援センター3職種の職員は、原則、介護予防サービス支援計画を作成しないこととします。

V 令和4年度の重点事項

(1) 業務全体が継続できる体制の維持

新型コロナウイルス感染症が流行している状態であっても、地域住民や関係機関からの相談を受け、必要に応じた支援を安定的に行うことが必要になります。

① 感染予防に留意した支援・体制の確保

「新しい生活様式」を原則とした家庭訪問や面談・会議等を行います。また、職員の健康状態の確認・管理とともに有事に備え、地域包括支援センター職員のお互いの業務について可能な限り把握できるように努めます。

② 有事における地域包括支援センターの機能の確保

地域包括支援センター職員が出勤不可能となった場合には、総合相談の受付等、地域包括支援センター業務のうち対応が可能なものについては、委託法人内での対応を原則とし、専門的業務については、基幹型地域包括支援センター及び市が支援します。基幹型地域包括支援センター及び市が対応困難な場合には、市内地域包括支援センターに協力を依頼します。

協力体制については、基幹型地域包括支援センターと連携し、介護保険課が調整します。各地域包括支援センターは要請に対して、市全体の相談支援体制確保の主旨を理解の上、協力します。

(2) フレイル予防の推進

地域住民や高齢者自身が主体的に開催し、自然と集まることができる場合は、介護予防やフレイル予防を図ることができる重要な資源です。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者が集うことや外出を自粛する傾向は長期化しており、体力や認知機能の低下をまねくなど健康への影響が危惧されます。従来介護予防活動を支援しながら、コロナ禍における工夫も必要です。

① 感染予防に留意した介護予防の実施

従前より、地域包括支援センターは、いきいき百歳体操の周知や新規グループの立ち上げ支援、活動継続のための支援を行っており、今後も感染予防を徹底した上で住民主体の集いの場の継続支援を行います。

また、市と連携しながら地域の集いの場への参加が困難な人や、参加に不安を感じる高齢者が自宅で継続して取り組める介護予防についての啓発を行います。

② 保健事業と連携したフレイル予防の実施

本市では、令和3年度より、後期高齢者に対する保健事業を介護保険の地域支援事業等と一体的に実施する事業（「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」）を開始し、高齢者の通いの場や生活拠点を活用したフレイル予防の普及啓発や健康教育、健康相談等を実

施しています。令和4年度についても、市と連携しながら新たな事業を活用し、地域住民のフレイル予防の取り組みを推進します。

(3) 地域ケア会議の推進

従前より、地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者一人ひとりの自立した日常生活を支援し、必要な体制づくりのために「地域ケア会議」を開催し、地域の多職種が顔の見える関係を構築し、連携してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、参集型で会議を開催することが非常に困難となり、これまで築いてきた関係性の維持が難しくなっています。

① コロナ禍における地域ケア会議の開催と多職種連携

コロナ禍においても、文書による会議開催やオンライン開催、感染者数が減少した時期に参集するなど、開催できる方法を模索してきました。

地域の高齢者の支援体制の構築と、多職種連携に係る関係性の維持及び再構築を図るため、これまで実施したWeb会議や文書会議等を参考にしながら、地域ケア会議の開催を推進します。

② 地域課題の検討

個別地域ケア会議、多職種連携会議、ケアマネジメント支援会議等から抽出した日常生活圏域ごとの地域課題については、市や基幹型地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等と共有し、コロナ禍における地域での課題共有・検討を推進します。

(4) 権利擁護業務の推進

高齢者が尊厳を持ち、また誰もが住み慣れた地域のよりよい環境で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指し、高齢者虐待の予防と早期発見及び早期対応に取り組みます。また、複合課題を抱える家族や認知症高齢者・若年性認知症の方及び家族を地域で支えるまちづくりを進めます。

① 共生福祉社会の観点に立った包括的な支援の実施

複合的かつ複雑化した課題を抱える個人や世帯に対して、必要に応じて支援関係機関につなぐとともに、引き続き対象者とその世帯が抱える課題の把握に努め、相談支援を行います。

また、適切な支援を実施するために、利用できる制度等の知識を積極的に習得します。

② 認知症の人及び家族を地域で支える環境づくり

地域住民や商店、小・中学校、高校等を対象とした認知症サポーター養成講座等、認知症の理解を深める講座について、新型コロナウイルス感染症の流行を鑑みながら開催します。

また、認知症地域支援推進員と連携して認知症高齢者・若年性認知症の方及び家族のニーズを把握し、認知症カフェの周知等、本人や家族の居場所づくりや地域交流等を積極的に支援します。引き続き、「さがしてメール」や「まちなかミマモルメ」のボランティア登録勧奨を行います。

③ 高齢者虐待に関する知識の普及啓発

圏域内の居宅介護支援事業所や介護保険サービス事業所に対して、高齢者虐待とその予防・防止についてや虐待（疑い含む）事例を発見したときの通報等に係る知識の普及啓発を引き続き行い、虐待に関する意識の向上を図ります。